日本選挙学会海外学会報告奨励費要綱

（目的）  
１．日本選挙学会は、若手会員による海外学会における報告を促進するために、本学会に海外学会報告奨励費を設ける。

（対象）

２．別途定める応募要領に基づき、応募した会員を海外学会報告奨励費の対象とする。

（選考委員会）  
３．海外学会報告奨励費の選考のため、選考委員会を組織する。選考委員会の構成は、以下の通りとする。  
１）選考委員会は、国際化委員会の委員長と委員により構成される。

２）選考委員会の委員長は、国際化委員会の委員長とする。

３）国際化委員会委員長は、会員の中より理事長が候補者を推薦し、理事会の承認を得た者をもってこれに充てる。国際化委員会委員は国際化委員会委員長が会員の中から選任し、理事会に報告した者をもってこれに充てる。

３の２．選考委員会の任期は、委員会が組織される日から当該年度の選考結果すべてを理事会に報告するまでの期間とする。ただし、再任を妨げない。

（選考手続き）  
４．海外学会報告奨励費は以下の手続きによって選考する。  
１）選考委員会は、応募書類に基づき、奨励費の受領者を決定する。

２）選考委員会は、定められた期日までに選考の経過及び結果を理事会に報告する。

（奨励費の使途）

５．受領者は、別途定める取扱要領に基づき、奨励費の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

（報告書の提出）

６．受領者は、学会報告の終了後、1ヶ月以内に出張報告書（支出報告を含む）および報告論文を国際化委員会に提出しなければならない。

（成果の公表）

７．受領者は、以下のルールに従って、学会報告の成果を『選挙研究』に投稿、もしくは海外の学術誌に掲載されることが決まった場合には日本選挙学会海外学会報告奨励費を受領している旨を謝辞に記し、英語の概要を『選挙研究』に掲載しなければならない。

１）学会報告の終了後、1年以内に『選挙研究』又は海外の学術誌に英語論文を投稿しなければならない。

２）海外の学術誌に投稿した場合、原則として学会報告の終了後2年以内に修正再投稿するか『選挙研究』に投稿しなければならない。

３）海外の学術誌に修正再投稿した場合、原則として学会報告の終了後3年以内に英語の概要を『選挙研究』に提出するか、『選挙研究』に投稿しなければならない。

７の２．受領者は、海外の学術誌に投稿中、もしくは修正再投稿中の場合は、査読中であることを示す書類を提出しなければならない。

（奨励費の返還）

８．日本選挙学会は、理事会が奨励費の決定内容またはこれに附した条件に反する行為があったと認めた場合、奨励費の返還を求めることができる。